

記録的大雨・台風4号による被害はありませんでしたか

記録的な大雨および台風4号は県内に大被害をもたらしましたが、組合員の皆様のお宅はいかがだったでしょうか。罹災された方はいらっしゃいませんか？

教職員共済からのお知らせ

下記の共済に加入をしている方は、共済金をお支払いしますのでご連絡をお願いいたします。

建物に被害があった場合・・・火災共済・総合共済

対象となるもの・・・屋根、雨どい、壁、軒下から出ているベランダ・テラス、給湯器、ソーラー発電機等
車庫、物置、門、塀などは住宅災害の対象になりません。3万円以上の被害があった時、総合共済の災害見舞金の対象になります。

けがや入院をされた場合

総合共済 30日以上連続して入院・休業の場合
業務中や通勤途中のけがが原因で、事故の日から30日以内に通算して4日以上通院した場合

交通災害共済 けがで通院・入院をしたとき

医療共済 1泊2日以上入院をしたとき

* 罹災された方は組合事務所(本部:内 3529、医支部:内 5858)に連絡をお願いします。申請書類は組合に備えております。

全労済からのお知らせ

火災共済に加入の方

風水害等の損害による共済金

- ・ 風水害等による住宅の損壊による損害額が20万円を超える場合
- ・ 住宅または家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合
- ・ 門、塀、物置、車庫などは対象になりません。

* 罹災された方は組合事務所(本部:内 3529、医支部:内 5858)に連絡をお願いします。後日全労済より申請書類がご自宅に送られてきます。

罹災箇所の写真撮影のお願い

罹災された方は怖い思いをした上、後片付けなども大変なことと思います。共済金請求の時には写真が必要になります。必ず写真を写しておいてください。

写真は罹災の程度に関係なく撮影可能な範囲で、家屋の全景と罹災部分を次の要領で写してください。

- 1) 全景写真は正面と両側面から写してください。
- 2) 部分写真は罹災状況が判断できるように数箇所写してください。
- 3) 罹災時は混乱して撮影ができない場合があります。その場合はご相談ください。

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	4	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/
	2007.7.18	